

2018年4月17日

内閣府公文書管理課 御中

標準文書管理期間基準表の公表方法に関する申し入れ

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
理事長 三木 由希子

当法人は、市民の知る権利の擁護と確立を目指して活動する特定非営利活動法人です。

行政文書管理ガイドラインの改正に伴い、各行政機関の行政文書管理規則が改正され、施行されました。ガイドライン及び各規則では、これまで公表義務のなかった標準文書保存期間基準表（保存期間表）について、公表が義務付けられました。行政文書の保存期間は、公文書管理法施行令、行政文書管理ガイドライン、各行政機関の行政文書管理規則だけでは十分にその設定基準が確認できない構造であることから、保存期間表の公表が義務付けられたことを歓迎しています。

1年未満保存期間とする行政文書の類型を文書管理者ごとに保存期間表に示し、それを公表することで一定の社会的監視のもとに置くことが、保存期間表の公表の趣旨であると理解されます。一方で、ガイドライン改正を検討した公文書管理委員会における説明によると、保存期間表は約 24,000 件あるとのことで、膨大な量が公表されることになります。

保存期間表の公表が社会的監視の下に置くという趣旨であるなら、その政策目的を果たすためには、公表の方法が重要であると考えます。現時点では、公表することを義務付けているものの、公表形式等については各行政機関に委ねられていることから、紙文書を PDF 化する、作成した電子文書のフォーマットを PDF 化する、作成した際のフォーマットのまま公表するのいずれでも、ガイドライン及び規則の求める公表要件を満たすことになります。

しかし、約 24,000 件の保存期間表を各行政機関がデータフォーマットを問わず、公表さえすればよいということでは、公表情報を効果的に活用することは極めて困難と言わざるをえません。大量の保存期間表が十分に確認可能とするためには、少なくとも検索性が確保された形式にて、公表するべきであると考えます。

以上のことから、以下について対応するよう申し入れます。

- 1 各行政機関において公表される保存期間表は少なくとも保存期間表に掲載されている文書の分類、名称等が電子的に検索可能なフォーマットとすることを条件とすること
- 2 各行政機関に対し、約 24,000 件という分量を考慮し、保存期間表は可能な限り PDF 以外の電子文書として公表することを推奨すること
- 3 現状として、保存期間表の公表が内閣府を含む各行政機関で進んでいない現状に照らし、公表を促進するとともに公表に当たって上記事項への対応を行うよう各行政機関に周知すること

以上

◆連絡先

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
〒160-0008 東京都新宿区三栄町 16-4 芝本マンション 403
TEL.03-5269-1846 FAX.03-5269-0944
E-Mail icj@clearing-house.org